

## 賛助会員（アソシエイト）規程

### （目的）

第1条 この規程は、日本BPO協会（以下「協会」という。）の「賛助会員（アソシエイト）」（以下「アソシエイト会員」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

### （会員資格）

第2条 アソシエイト会員は、定款第7条に定める賛助会員とし、製造業または物流業以外の分野で請負、委託、派遣又は職業紹介業を行う事業主であって、本会の目的に賛同する法人とする

### （入会）

第3条 アソシエイト会員として入会しようとする者は、別紙1「賛助会員（アソシエイト）入会申込書」に所定の書類を添付して申し込むものとする。また、併せて、別紙2「宣誓書」を提出するものとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、会員資格基準及び入会手続き規則により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

### （会費）

第4条 アソシエイト会員の会費は、当分の間、一律3口以上とする。

（1口は月額1万円）

2 会費は、原則として各月請求書により、各月末までに口座振込により納付しなければならない。ただし、申告によって3か月・6か月・年間一括納付等を行うことができるものとする。

### （会員の権利及び義務）

第5条 アソシエイト会員は、この法人の行う事業に参加する権利を有する。

2 アソシエイト会員は、本会の目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

3 アソシエイト会員は、入会申込書に記載した情報に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

### （退会・変更届）

第6条 アソシエイト会員は、別紙3「退会届」を提出して、任意にいつでも退会することができる。退会の手続きについては、変更・退会手続き規則によるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、定款等に定める賛助会員の取り扱いによるものとする。

附則

この規程は、2021年7月21日から施行する。